

# 平成 22 年度 主任級職選考実施要綱

平成 22 年 7 月 2 日  
東京都人事委員会

## 1 要綱の趣旨

この要綱は、知事、公営企業管理者、議會議長、代表監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会又は人事委員会に任命権がある東京都職員の主任級職の選考について規定します。

## 2 退職派遣職員等の取扱い

以下に掲げる人は、東京都職員とみなし、この要綱の規定を準用します。

- (1) 「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」第 10 条に規定する団体への退職派遣者
- (2) 東京都職員から引き続いて国家公務員等となった職員で人事委員会が認めた人

## 3 選考の種別及び区分

- (1) 主任級職選考 A (以下「種別 A」という。)  
ア I 類 (5 区分) : 事務 I 、土木、建築、機械、電気  
イ II 類 (9 区分) : 事務 II 、福祉 I 、福祉 II 、産業技術 I 、産業技術 II 、産業技術 III 、医療技術 I 、医療技術 II 、看護
- (2) 主任級職選考 B (以下「種別 B」という。)  
事務系、一般技術系、医療福祉系

## 4 職級の取扱いについて

この要綱における 1 級職には、平成 21 年 3 月 31 日以前の 2 級職及びこれに相当する職級を含みます。

## 主な日程

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ○ 申込締切日      | 平成 22 年 7 月 20 日 (火)  |
| ○ 筆記考查実施日    | 平成 22 年 9 月 26 日 (日)  |
| ○ 合格発表日 (予定) | 平成 22 年 11 月 12 日 (金) |

## 5 受験資格及び選考方法等

### 種別 A

(1) 受験資格（在職期間の計算方法については、8頁の7参照）

#### ア 本則

表1の職種の職員で、平成23年3月末日（以下「基準日」という。）現在1級職にあり、その在職期間が3頁表2本則に該当し、年齢が40歳未満の人（昭和46年4月2日以降に生まれた人）

#### イ 特例

表1の職種の職員で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が3頁表2特例に該当し、年齢が40歳以上50歳未満の人（昭和36年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた人）

(2) 教養問題の受験資格前倒し

教養問題については、上記受験資格に定める基準を満たす前年から受験することができます。

表1

種 別	選 考 区 分	対 象 職 種
A I 類	事 務 I	事務
	土 木	土木
	建 築	建築
	機 械	機械
	電 気	電気
A II 類	事 務 II	司書、史料編纂、速記、社会教育、学芸研究
	福 祉 I	福祉
	福 祉 II	心理、福祉技術、補装具製作
	産業技術 I	環境検査、獣医、衛生監視
	産業技術 II	林業、畜産、水産、造園、農業技術
	産業技術 III	海洋技術、職業訓練、写真、無線通信、理工技術
	医療技術 I	薬剤、衛生検査、医療技術、臨床検査
	医療技術 II	診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、栄養士、診療放射線
	看 護	保健師、助産師、看護師

**表 2**

(採用区分の取扱いについては、8頁の6参照)

受験資格の基礎となる採用区分※1	1級職在職期間	
	本則	特例
I類A※2、獣医※3	3年以上	3年以上 12年未満
経験者〈一般〉※4	3年以上	3年以上 13年未満
I類B※4	5年以上	5年以上 13年未満
II類	短大3卒※5	6年以上
	短大2卒	7年以上
III類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者※5	8年以上
	その他	9年以上
看護教員※6	5年以上	5年以上 13年未満
助産師※7	6年以上	6年以上 14年未満
看護師※8	7年以上	7年以上 15年未満

※1：受験資格の基礎となる採用区分には、これと同等と人事委員会が認める人を含みます。

※2：大学院の修士課程を修了した人等に対して行う人事委員会の選考により採用された人（人事委員会の選考により平成21年3月31日以前の2級職及びこれに相当する職級（以下「旧2級職」という。）に採用された人を含む。）は、I類Aと同等とみなします。

※3：「獣医」とは、採用試験により獣医の職に採用された人を指します。

※4：「経験者〈一般〉」には平成15年度までの経験者採用者を、「I類B」には平成19年度までのI類採用者を含みます。

※5：「II類・短大3卒」及び「III類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者」は、  
**福祉I、福祉II、医療技術I、医療技術II、看護に属する職種のみ適用します。**

なお、適用される学歴及び資格・免許等については、「初任給・昇格及び昇給等に関する規則」別表第3及び「初任給・昇格及び昇給等に関する規則の運用について」別表第3を準用します。

※6：「看護教員」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護教員採用選考により採用された人を指します。

※7：「助産師」とは、平成22年4月1日以降に実施した助産師採用選考により採用された人を指します。

助産師区分で「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表第14に規定する助産師の指定学校又は養成所（看護師の指定学校又は養成所（2年課程）を経て入学又は入所した場合を除く。）の修業又は卒業をいう。）の者は、1級職在職期間を1年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

また、「大学卒」には、短大3卒に該当する看護師学校を卒業後、助産師学校又は助産師養成所を卒業した人を含みます。

※8：「看護師」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護師採用選考により採用された人を指します。

看護師区分で「短大3卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表第14に規定する看護師の指定学校又は養成所（3年課程）の修業又は卒業をいう。）の者は、1級職在職期間を1年短縮し、「II類・短大3卒」と同じ期間とします。

また、「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表第14に規定する看護師の指定学校（大学）の卒業をいう。）の者は、1級職在職期間を2年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

(3) 選考方法

ア 選考は、次の筆記考查、専門知識評定（A II類のみ）及び勤務評定により行います。

(ア) A I類

筆 記 考 查	教養問題A 〔択一式〕	事務I 2時間45分 55題（必須解答）  (出題分野) 統計資料の見方、基礎的法令（憲法・行政法の基礎知識）、 地方自治制度、地方公務員制度、都政実務、都政事情
		土木、建築、機械、電気 2時間15分 45題（必須解答）  (出題分野) 統計資料の見方、基礎的法令（憲法・行政法の基礎知識）、 地方自治制度、地方公務員制度、都政実務、都政事情
	教養問題B 〔記述式〕	土木、建築、機械、電気のみ 1時間 7題出題し、3題選択解答  (出題分野) 選考区分ごとの基礎的専門知識
	論文	2時間30分 2題出題し、1題選択解答  課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。 (出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上500字程度。 出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論述する(2)については 1,200字以上1,500字程度)
勤務評定	筆記考查の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が評定します。	

(イ) A II類

筆 記 考 査	教養問題A 〔択一式〕	1時間30分 30題（必須解答）  (出題分野) 統計資料の見方、地方公務員制度、都政実務、都政事情
		2時間30分 2題出題し、1題選択解答  課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。 (出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上500字程度。 出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論述する(2)については 1,200字以上1,500字程度)
	専門知識評定	筆記考查の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、基礎的な専門知識について、任命権者が評定します。
	勤務評定	筆記考查の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が評定します。

イ 筆記考查のうち、教養問題のみの受験も可能とします。

ただし、A I類の土木、建築、機械、電気の各選考区分において、教養問題Aのみ又は教養問題Bのみの受験はできません。

ウ 平成19年度から平成21年度までの選考において、教養問題の成績が一定の基準に達している人は、教養問題が免除されます。（平成19年度に教養問題の免除資格を得た人は、平成22年度が免除の最終年度となります。）

エ 教養問題の成績が一定の基準に達しない場合は、論文が採点の対象となりません。

(4) 合格者の決定

教養問題の成績が一定の基準に達した人について、論文、専門知識評定（A II類のみ）及び勤務評定の成績を総合して決定します。

なお、A I類の土木、建築、機械、電気の各選考区分の教養問題の成績は、教養問題A及び教養問題Bの成績を総合して決定します。

(5) 合格予定者数

A I類：	事務 I	294名	土木	42名	建築	10名
	機械	18名	電気	24名		

A II類：	事務 II	若干名	福祉 I	3名	福祉 II	2名
	産業技術 I	12名	産業技術 II	5名	産業技術 III	3名
	医療技術 I	7名	医療技術 II	9名	看護	55名

ただし、選考成績等により変更となる場合があります。

(6) 教養問題の免除

平成22年度選考の不合格者（論文のみの受験者を除く。）及び教養問題のみの受験者のうち、教養問題の成績が一定の基準に達した人は、平成23年度から平成25年度までの3年間、教養問題が免除されます。ただし、種別Aの受験資格を有する期間を限度とします。

なお、上記の受験者とは、申し込んだ筆記考查を全て受験した人を指します。

## 種別B

### (1) 受験資格（在職期間の計算方法については、8頁の7参照）

#### ア 本則

表3の職種の職員（再任用職員を除く。）で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が7頁表4本則に該当し、年齢が40歳以上の人（昭和46年4月1日までに生まれた人）

#### イ 特例

表3の職種の職員（再任用職員を除く。）で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が7頁表4特例に該当し、年齢が50歳以上の人（昭和36年4月1日までに生まれた人）

表3

選考区分	対象職種
事務系	事務、司書、史料編纂、速記、社会教育、学芸研究
一般技術系	土木、建築、機械、電気、環境検査、林業、畜産、水産、造園、海洋技術、農業技術、獣医、職業訓練、写真、衛生監視、無線通信、理工技術
医療福祉系	福祉、心理、福祉技術、補装具製作、薬剤、診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、衛生検査、栄養士、診療放射線、医療技術、臨床検査、保健師、助産師、看護師

### (2) 選考方法及び合格者の決定

選考は、次の筆記考查及び日常の勤務成績に基づく推薦により行い、これらの成績を総合して合格者を決定します。

筆記 考査	論文 2時間 3題出題し、1題選択解答（1,000字以上1,500字程度） 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。
日常の勤務成績に基づく推薦	筆記 考査の受験者を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が推薦します。

### (3) 合格予定者数

事務系 95名 一般技術系 67名 医療福祉系 91名  
ただし、選考成績等により変更となる場合があります。

表4

(採用区分の取扱いについては、8頁の6参照)

受験資格の基礎となる採用区分 <sup>*1</sup>	1級職在職期間	
	本則	特例
I類A <sup>*2</sup> 、獣医 <sup>*3</sup>	12年以上	なし
経験者〈一般〉 <sup>*4</sup>	13年以上	なし
I類B <sup>*4</sup>	13年以上	5年以上13年未満
II類	短大3卒 <sup>*5</sup>	14年以上
	短大2卒	15年以上
III類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者 <sup>*5</sup>	16年以上
	その他	17年以上
看護教員 <sup>*6</sup>	13年以上	5年以上13年未満
助産師 <sup>*7</sup>	14年以上	6年以上14年未満
看護師 <sup>*8</sup>	15年以上	7年以上15年未満

\*1：受験資格の基礎となる採用区分には、これと同等と人事委員会が認める人を含みます。

\*2：大学院の修士課程を修了した人等に対して行う人事委員会の選考により採用された人（人事委員会の選考により旧2級職に採用された人を含む。）は、I類Aと同等とみなします。ただし、基準日現在1級職にあり、その在職期間が3年以上12年未満で、年齢が50歳以上の人には、選考が受験できます。

\*3：「獣医」とは、採用試験により獣医の職に採用された人を指します。

\*4：「経験者〈一般〉」には平成15年度までの経験者採用者を、「I類B」には平成19年度までのI類採用者を含みます。

\*5：「II類・短大3卒」及び「III類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者」は、**医療福祉系に属する職種**のみ適用します。

なお、適用される学歴及び資格・免許等については、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」別表第3及び「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」別表第3を準用します。

\*6：「看護教員」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護教員採用選考により採用された人を指します。

\*7：「助産師」とは、平成22年4月1日以降に実施した助産師採用選考により採用された人を指します。

助産師区分で「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表第14に規定する助産師の指定学校又は養成所（看護師の指定学校又は養成所（2年課程）を経て入学又は入所した場合を除く。）の修業又は卒業をいう。）の者は、1級職在職期間を1年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

また、「大学卒」には、短大3卒に該当する看護師学校を卒業後、助産師学校又は助産師養成所を卒業した人を含みます。

\*8：「看護師」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護師採用選考により採用された人を指します。

看護師区分で「短大3卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表第14に規定する看護師の指定学校又は養成所（3年課程）の修業又は卒業をいう。）の者は、1級職在職期間を1年短縮し、「II類・短大3卒」と同じ期間とします。

また、「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表第14に規定する看護師の指定学校（大学）の卒業をいう。）の者は、1級職在職期間を2年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

## 6 採用区分の取扱い

- (1) 受験資格の基礎となる採用区分は、原則として現に従事する職種の職務に職員として任用された時の採用区分によります。
- (2) 任用後、上位の採用区分に相当する能力認定に合格した人については、その採用区分によることができます。
- (3) 任用後、転職を伴い上位の採用区分に合格した人で、下位の採用区分により任用された期間を有する人は、その下位の採用区分によることができます。
- (4) 昭和 61 年 3 月 31 日以前の学歴区分は、それに相当する採用区分に読み替えて適用します。

## 7 在職期間の計算方法

- (1) 受験資格の基礎となる採用区分の 1 級職に任用されたときから基準日までを在職期間として計算します。
- (2) 1 級職に年度途中に任用された人は、原則として、その年度の 4 月 1 日に任用されたものとして、在職期間を計算します。  
ただし、年度を超えた前倒し採用者（採用試験（選考）実施年度の翌年度 4 月 1 日以降を採用予定日とする試験（選考）に合格し、3 月 31 日以前に採用された人）については、以下のとおり取り扱います。
  - ア 在職期間は、実在職年月数により計算します。
  - イ 前歴通算（下記（5）参照）の結果、受験資格の「1 級職在職期間」を満たす場合でも、採用予定日が属する年度の翌年度までは選考を受験することはできません。（種別 A の前倒し受験も同様です。）
- (例) 平成 22 年 4 月 1 日が採用予定日の採用試験に合格し、平成 21 年度中に採用された人は、前歴通算により受験資格の「1 級職在職期間」を満たしても、平成 22 年度の選考を受験することはできません。
- (3) 休職、結核休養又は育児休業の期間は、在職期間から控除しません。
- (4) 停職期間は控除し、その前後を加算します。
- (5) 受験資格の基礎となる期間の計算等において、前歴を有する人及びその他特別の方法による場合等は、別記細目によるものとします。

**通算可能な前歴があると思われる人は、必ず申込締切日までに所属長に申し出て、受験資格の「1 級職在職期間」に通算できるかどうかを確認してください。**

ただし、前歴通算の結果、受験資格の「1 級職在職期間」を満たす場合でも、入都初年度には選考を受験することはできません。（種別 A の前倒し受験も同様です。）

## 8 休職者等の取扱い

休職、結核休養、育児休業又は停職期間中の職員で、筆記考查実施日の前日までに復職できない人は、選考を受験することができません。ただし、以下の人は受験することができます。

ア 「職員の休職の事由等に関する規則」第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合で、人事委員会が認めた人  
イ 種別 A で教養問題のみを受験する場合で、筆記考查当日に育児休業中の人

## 9 受験手続

### (1) 受験の申込み

#### ア 受験申込方法

TAIMS 端末が個人に配備されている部署の受験希望者は、人事委員会掲示板に掲示している「平成 22 年度主任級職選考受験申込書」から**本人が受験申込書を両面印刷**し、必要事項を記入したうえで**所属長に提出**してください。

TAIMS 端末が個人に配備されていない部署の受験希望者は、**所属長に配付(7月中旬の予定)**する所定の受験申込書を受領し、必要事項を記入したうえで**所属長に提出**してください。

なお、提出期限後は受験申込区分等の変更はできません。

#### イ 提出期限

#### ウ 留意点

身体に障害のある人等で、受験に際して特別の配慮（例えば、点字での受験、用紙の拡大、試験時間の延長、駐車場の確保等）を希望する人は、可能な範囲で配慮しますので、受験申込みの際に所属長に申し出てください。

### (2) 受験票の交付

#### ア 各局への交付日

**平成 22 年 9 月 2 日（木）（予定）**

#### イ 受験者への交付方法

所属長を通じて交付します。

## 10 筆記考査実施日及び場所

**平成 22 年 9 月 26 日（日）**

実施場所は、受験票にてお知らせします。（9(2)参照）

なお、**平成 22 年 8 月 13 日（金）（予定）**に TAIMS の人事委員会掲示板で先行して発表します。

## 11 選考合格者及び教養問題免除者（種別 A）の発表

### (1) 発表日 **平成 22 年 11 月 12 日（金）午前（予定）**

### (2) 発表方法 任命権者を通じて個別に受験者本人に通知します。

なお、発表後、TAIMS の人事委員会掲示板に合格者名簿を掲示します。

## 12 成績の告知

平成 22 年度選考の不合格者及び教養問題のみの受験者（種別 A）のうち、希望する受験者に対し、受験した筆記考査の成績を告知します。

なお、上記の受験者とは、申し込んだ筆記考査を全て受験した人を指します。

### (1) 告知の希望方法

**筆記考査時に配付するマークシートに告知希望の有無を記入してください。**

### (2) 告知の内容

#### ア 種別 A

(ア) A I 類 教養問題 A、教養問題 B（土木、建築、機械、電気のみ）、論文の成績

(イ) A II 類 教養問題、論文の成績

イ 種別 B 論文の成績

### (3) 告知の時期及び方法

#### ア 各局への配付 **平成 22 年 11 月 25 日（木）（予定）**

イ 告知の方法 各局人事担当経由で所属職場の本人に配付します。